

輪島市景観計画変更の背景

平成14年度から平成23年度にわたり街なみ環境整備事業が実施され修景保存が図られた。しかし、平成24年度以降は景観形成基準の水準が変更となり、街なみ環境整備事業の前後で基準が混在し、街なみ景観の継承が適切に図られないおそれがあることから、鳳至上町地区内の一部「第一種区域」の景観形成基準を街なみ環境整備計画時と同等の水準に強化し、過去に実施された景観整備事業の継承を図る。

鳳至上町地区修景制度の変遷

①H14～H21			②H22～H23		
区域区分	補助制度	景観形成基準	区域区分	補助制度	景観形成基準
協定区域	あり	国指針	協定区域	あり	国指針
協定区域外	なし	市基準	協定区域外	あり	市基準
街なみ環境整備計画			街なみ環境整備計画		

③H24～H30			④H31～		
区域区分	補助制度	景観形成基準	区域区分	補助制度	景観形成基準
全域	あり	市基準	第一種区域	あり	市基準強化
			第二種区域		市基準
景観計画			景観計画		

① H14～H21（過去）

- ・平成14年輪島市鳳至上町通り沿道地区まちづくり協定を結び、鳳至上町地区街なみ環境整備事業で修景整備等を行う。
- ・歴史的な建造物や風情のある景観を継承するよう、地域住民との連携で取り組む構図ができあがる。

② H22～H23（過去）

- ・補助金交付要綱を制定したことで鳳至上町地区全域が補助対象区域となったが協定区域外の景観形成基準は市基準のものとなる。

③ H24～H30（現時点）

- ・街なみ環境整備事業の終了により景観形成基準は輪島市景観計画に引き継がれる。
- ・既存のものや街なみ環境整備計画時に整備されたものの劣化損傷が進行し、街なみ景観の継承に影響を及ぼすおそれがある。

④ H31～（今後）

鳳至上町地区における景観継承方針の見直しを行い、特に歴史的な塗師屋のたたずまいが残る鳳至上町通りの沿道沿いについて景観計画を変更し、景観形成基準を強化した第一種区域として指定することで、輪島らしい街なみの保全及び継承を図る。

輪島市景観計画変更の概要

(1) 輪島景観重点地区「鳳至上町地区」の景観形成基準の変更

第2章 行為の制限に関する事項

2. 行為の制限に関する事項

(2) 景観形成基準

④輪島景観重点地区の行為の制限に関する事項

- ・ 鳳至上町地区の設定区域の細分化
- 「第一種区域」および「第二種区域」と区分する
- ・ 区域ごとに新たな景観形成基準を設ける